

特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は公園等建設工事（所沢航空発祥記念館展示更新業務委託）に関して適用するものである。実施に当たっては関係する法令や条例及び規則等を遵守する。現場状況等により、変更が生じたときは監督員に協議を申し出、承諾を得てから実施する。この仕様書に疑義を生じたときは、監督員の指示に従う。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の業務に適用する。

- （1）業務委託名：公園等建設工事（所沢航空発祥記念館展示更新業務委託）
- （2）委託箇所：所沢航空発祥記念館／所沢市並木一丁目地内

（業務委託の目的）

第3条 本業務は、日本初の飛行場発祥の地を記念した所沢航空発祥記念館が平成5年度の開館から30年以上経過し老朽化が進んでいること、入館者数が減少していることから、展示の大規模リニューアルを行い、航空発祥の地にふさわしい魅力ある所沢のまちづくりの核となる拠点として再整備するものである。

展示の更新にあたっては、航空という専門的な「展示」の充実に加え、新たなコンセプトとして「体験」と「交流」に重点を置き、最新のDX技術を導入し、スマートフォンをかざすと実機解説や動画提供が行われるAR技術や、VRゴーグルによりバーチャルの世界を体験できるコンテンツを導入するなどし、魅力アップを図り入館者数増を目指すものである

（業務委託の内容）

第4条 この業務委託の内容は、次のとおりとする。

契約期間の間、所沢航空記念公園内の所沢航空発祥記念館の展示更新を行う業務とする。展示更新にあたっては、「所沢航空発祥記念館詳細設計説明書および図面」および「埼玉県公園施設長寿命化計画」を基に下記の項目を作成するものとする

- （1）展示造作
展示制作図の作成、展示造作、展示具の作成・設置を行う
- （2）電気照明
展示に係る照明設備の設置を行う
- （3）AV機器
映像、音響設備の設置を行う
- （4）装置・模型
体験装置、模型の制作・設置を行う
- （5）グラフィック
サイン・グラフィックの制作・設置を行う
- （6）映像ソフト
映像および情報ソフト等の制作・導入を行う
- （7）その他

- ・その他、上記展示物の制作に関して付随する業務
- ・県担当者、関係機関および建築・設備改修工事請負業者との打合せ、調整等

（業務履行における事項）

第5条

- （1）業務実施にあたっては、発注者と綿密な打ち合わせを行い、展示の仕様詳細について確認し、発注者の意図や目的を十分に理解した上で実施すること。基本的には制作・運搬・設置に先立ち、設計図書に基づき監督員と協議し、承諾を受けた上で実施すること。
- （2）本仕様書、設計図書の記載事項に変更が生じた場合、又は、不明な事項がある場合は、監督員と協議し承諾を受けた上で実施すること。
- （3）受注者は本業務の着手に先立ち展示制作工程計画書を提出し、予め発注者の承認を得るものとする。全体の工程管理に用いる総合工程計画書のほかに、個別の工程管理が必要となる業務については、個別工程計画書を作成の上、予め発注者の承認を得るものとする。受注者は承認を受けた展示制作工程計画書に基づき、適切な工程管理を行い、特に監督員の承諾を得るものについては、制作や設置の期間を考慮し、余裕をもって行い、また、作業の進捗状況は適宜発注者に報告すること。
- （4）サイン・グラフィック、映像・音響・情報、展示造作等のコンテンツについては、設計図書を基に監督員と協議し承諾を受けた上で、詳細の内容を制作段階で確定すること。
- （5）設計図書上の展示構成リストにある各展示コーナーの名称をはじめ、構成要素（各グラフィックの名称等）についても、掲載する内容の調査等を踏まえ、監督員と協議の上、確定すること。
- （6）施工は監督員の承諾を受けた施工図などに基づき、十分な注意及び監督下で入念に行うこと。
- （7）展示制作において、監修が必要と発注者が判断したものについては、発注者と受注者の協議の上、決めた監督者に監修を受け、制作内容の承認を受けること。
- （8）各展示コーナー等の情報で今後更新が予想されるものについては、その運用も含め、制作を行うこと。
- （9）新たな展示に基づく施設運営に関して、運営スタッフへの説明等を行うこと。
- （10）本業務と同時期に施工される関連工事との総合調整会議を各社相互協力のもと設置し、関連工事等が円滑に遂行できるよう調整すること。

（成果品の検査）

第6条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知し、発注者による完了検査を受けなければならない。完了検査は「埼玉県土木工事委託業務検査要綱」に則り、行うものとする。万一、不備もしくは不良の事項のある場合は、発注者の指示に基づき取り替え・補修等を行って完全なものとし、再検査を受ける。

なお、作業中においても、発注者が必要と認めた場合、その実施状況について受注者は報告並びに説明に応じなければならない。

発注者は、同条の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

(成果品)

第7条 業務の本業務の成果品については以下のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------------------|-------|-----|
| (1) 上記第4条の制作物等（映像コンテンツ含む） | | |
| (2) 竣工図（もしくは完成図） | A 判 | 2 部 |
| (3) 竣工写真 | A 4 判 | 2 部 |
| (4) 各種取扱説明書 | A 4 判 | 2 部 |
| (5) 電子媒体（CD-R）（「埼玉県電子納品ガイドライン」に基づき作成） | | 2 部 |
| (6) 打ち合せ記録簿 | 1 式 | |
| (7) その他監督員が必要と認めたもの | | |

(関係官公庁等への手続き等)

第8条

- (1) 受注者は業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に、協力しなければならない。
- (2) 受注者は業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。
- (4) 展示制作などに関し、防衛省等との調整が生じるため、知りえた情報の機密に対し十分に留意し、漏洩することがないようにするものとする。

(著作権等)

第9条

- (1) 本業務の成果品および業務履行に伴い生じた知的財産（以下、「成果品等」という。）の帰属は、発注者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めに従う。
- (2) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめ県と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこと。その際の費用は受注者が負担する。
- (3) 受注者は、以下に規定する用途の場合、発注者が成果品等を自由に使用できるよう、著作者等の許諾を得なければならない。
 - ・ 所沢航空発祥記念館内での展示および上映
 - ・ 所沢航空発祥記念館の運営および宣伝紹介等の目的（以下、本目的という）で発行する広報媒体（SNS等の自由に拡散される媒体については別途協議）での使用。
 - ・ 研究会、講演会、論文等での報告・発表
 - ・ 本目的のため、第三者が発行する情報誌等への掲載
 - ・ 本目的のため、必要に応じた多言語への翻訳
 - ・ その他、双方協議のうえ、必要と認める利用方法
- (4) 前項の規定する範囲内の使用であるにも拘らず、著作者および第三者から、権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償などがなされた場合、受注者の責任と負担の下で

これに対処、解決するものとし、県に一切の責任と負担を負わせないものとする。

- (5) 県または第三者が従前から保有していた著作物の使用範囲については、双方協議の上、決定する。
- (6) 受注者は、成果品等について、発注者の許可なく複製および第三者への公表をしてはならない。

(資料等の貸与)

第10条 本業務の実施に当たり、次の資料を貸与する。なお、受注者は貸与を受けた資料等について、適切に利用・管理し、事業完了までに速やかに返却すること。

- (1) 公園等建設工事（所沢航空発祥記念館詳細設計業務委託）設計図書
- (2) その他の資料については、発注者と協議の上、必要な範囲内において貸与する。

(法令等の遵守)

第11条 本業務の実施に当たっては、関係する法令はもとより、県の条例、規則、要綱等（以下「関係法令等」）を遵守すること。また、次の仕様書および標準図等に基づき実施することとし、関係法令等および各種仕様書等は、業務着手時の最新版を使用するものとする。

なお、本業務に必要なその他の各種基準、指針等については、図面等を照査し、適宜 JIS および JAS 等の規格、関係省庁による最新の技術基準（基準・要領）等を参考とすること。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書（公益財団法人文化財虫害研究所）

(業務上の留意点)

第12条

- (1) 展示の制作にあたっては、運用時のメンテナンスや維持管理費の軽減を考慮し、将来的な維持管理を勘案したうえで、仕様等を選定すること。また、耐久性にも配慮すること。
- (2) 展示の制作に際しては、ユニバーサルデザインおよび安全性に十分配慮するとともに、展示装置や材質等についても、建築基準法、消防法、およびその他関係法令を厳守すること。
- (3) 本業務上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務により制作、施工した什器・模型・システム等、全ての所有権は埼玉県に帰属する。

（契約不適合責任期間等）

第 13 条

- （１）発注者は、引き渡された成果品に関し、第 6 条の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- （２）前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- （３）前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- （４）発注者が、第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- （５）発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- （６）前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については民法の定めるところによる。
- （７）民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- （８）発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（その他）

第 14 条 業務委託の実施期間中、業務にかかる疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し協議の上実施するものとする。